

令和元年度 第4回 国立市子ども総合計画審議会 会議録

会議の概要

開催日時	令和元年8月27日（火）19時00分から21時00分まで	
開催場所	国立市役所1階 東臨時事務室	
出席者の氏名	委員	加藤悦雄（大妻女子大学） 堀井雅道（国士舘大学） 小林理人（国立市立小中学校校長会） 小澤崇文（国立市私立幼稚園協会） 熊川英里（東京都立第五商業高等学校） 吉田 順（国立市私立保育園園長会） 中里 敦（公益財団法人東京YMCA） 佐藤絹子（日本放送協会学園高等学校） 野島美佳（市民） 羽生久美子（市民）
	事務局	馬橋利行（事業団設立準備担当部長） 川島慶之（児童青少年課長） 山本俊彰（子育て支援課長） 清水 周（施策推進担当課長） 畠山雄一郎（児童青少年課児童・青少年係長） 野島三可（児童青少年課 児童・青少年係）
欠席委員	佐藤昌文（市民）	
議 事	（1）各施策のニーズ量及び確保提供量と、今後の方向性について （2）「子ども・子育て支援事業計画（国立市新・放課後子ども総合プラン含む）」の骨子案について	
傍聴人の数	0名	
配付資料	会次第 資料No.1 国立市子ども総合計画審議会条例 資料No.2 国立市子ども総合計画審議会委員名簿 資料No.3 第二期 国立市子ども・子育て支援事業計画 骨子案 資料No.4 第1章 計画策定にあたって 資料No.5 第2章 子ども・子育て支援を取り巻く状況 資料No.6 第3章 計画の基本的な考え方 資料No.7 第4章 乳幼児期の教育・保育の整備 資料No.8 第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備 資料No.9 第6章 国立市放課後子ども総合プラン 資料No.10-1 放課後子ども総合プラン関係アンケート（小学生用）（案） 資料No.10-2 放課後子ども総合プラン関係アンケート（中学生用）（案） 資料No.11 「国立市子ども総合計画審議会」の今後のスケジュール（案）	

【施策推進担当課長】 それでは、皆さん、こんばんは。定刻となりましたので、これより令和元年度第4回国立市子ども総合計画審議会を開催いたします。

本日は、皆様方におかれましては、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ここで委員の任期が変わりましたので、改めての委嘱という形になります。会長につきましても、委員さんの互選という形になりますので、会長が選出されるまで進行を務めさせていただきます、子ども総合計画審議会事務局の子ども家庭部施策推進担当課長の清水と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本来であれば、子ども家庭部長の松葉が進行を務めるところではございますが、市内でおととい、きのう、今日とタウンミーティングが実施されておりまして、そちらに部長職として出席しておりますので、続いての委嘱状交付とともに、私がかわりに務めさせていただくこととなります。よろしく願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず、委嘱状の交付に移りたいと思います。こちらでお名前をお呼びしますので、自席にてご起立いただければと思います。

(委嘱状交付)

【施策推進担当課長】 委嘱状、加藤悦雄様。国立市子ども総合計画審議会委員を委嘱します。委嘱期間は令和元年8月20日から令和3年8月19日まで。令和元年8月20日、国立市長永見理夫。よろしく願います。

(委嘱状交付)

【施策推進担当課長】 委嘱状、堀井雅道様。国立市子ども総合計画審議会委員を委嘱します。以下同文です。令和元年8月20日、国立市長永見理夫。よろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

【施策推進担当課長】 委嘱状、小林理人様。国立市子ども総合計画審議会委員を委嘱します。以下同文です。令和元年8月20日、国立市長永見理夫。よろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

【施策推進担当課長】 委嘱状、小澤崇文様。国立市子ども総合計画審議会委員を委嘱します。以下同文です。令和元年8月20日、国立市長永見理夫。よろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

【施策推進担当課長】 委嘱状、吉田順様。国立市子ども総合計画審議会委員を委嘱します。以下同文です。令和元年8月20日、国立市長永見理夫。よろしく願います。

(委嘱状交付)

【施策推進担当課長】 委嘱状、熊川英里様。国立市子ども総合計画審議会委員を委嘱します。以下同文です。令和元年8月20日、国立市長永見理夫。よろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

【施策推進担当課長】 委嘱状、中里敦様。国立市子ども総合計画審議会委員を委嘱します。以下同文です。令和元年8月20日、国立市長永見理夫。よろしく願います。

(委嘱状交付)

【施策推進担当課長】 委嘱状、佐藤絹子様。国立市子ども総合計画審議会委員を委嘱します。以下同文です。令和元年8月20日、国立市長永見理夫。よろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

【施策推進担当課長】 委嘱状、野島美佳様。国立市子ども総合計画審議会委員を委嘱します。以下同文です。令和元年8月20日、国立市長永見理夫。よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

【施策推進担当課長】 委嘱状、羽生久美子様。国立市子ども総合計画審議会委員を委嘱します。以下同文です。令和元年8月20日、国立市長永見理夫。よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

【施策推進担当課長】 それでは続きまして、今、委嘱をさせていただきました国立市子ども総合計画審議会委員の皆様をご紹介させていただきます。審議が継続中ですが、改めての委嘱となりますので、私からお名前を呼ばさせていただきます。そのときにお返事をいただければと思います。なお、新しく委員になられた方については、あわせて一言ご挨拶をいただければと思います。それでは、お配りしております名簿に沿って紹介をさせていただきたいと思います。

学識経験者としてお願いしております大妻女子大学准教授の加藤悦雄さんです。

【委員】 前回に引き続き、担当させていただきます加藤と申します。大妻女子大学の児童学科という、保育士とか幼稚園教諭を養成する学校に勤めています。よろしくお願いいたします。

【施策推進担当課長】 続きまして、同じく学識経験者としてお願いしております国士館大学准教授の堀井雅道さんです。

【委員】 国士館大学の堀井と申します。よろしくお願いいたします。

【施策推進担当課長】 続いて、学校教育、保育・幼稚園関係者等から、国立市立小中学校長会、国立第二小学校校長の小林理人さんです。

【委員】 私も前回から引き続き、委員をさせていただくことになりました。国立市立国立第二小学校の校長の小林でございます。よろしくお願いいたします。

【施策推進担当課長】 国立市私立幼稚園協会、ふたば幼稚園園長の小澤崇文さんです。

【委員】 国立ふたば幼稚園の園長の小澤です。よろしくお願いいたします。

【施策推進担当課長】 国立市私立保育園園長会あいわ保育園園長の吉田順さんです。

【委員】 あいわ保育園園長吉田です。よろしくお願いいたします。

【施策推進担当課長】 東京都立第五商業高等学校主任教諭の熊川英里さんです。

【委員】 第五商業高校の生活指導を担当しております熊川です。今回よりやらせていただくことになりまして、私自身も子供をあいわ保育園に通わせていただいて、今、第三小学校に通わせていただいているので、主婦というか地域的な目線で、お力になれるかわかりませんが、頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【施策推進担当課長】 続いて、地域教育関係者から、公益財団法人東京YMCA主任主事の中里敦さんです。

【委員】 東京YMCAの中里敦と申します。引き続きとなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【施策推進担当課長】 日本放送協会学園高等学校教諭の佐藤絹子さんです。

【委員】 NHK学園高等学校日本放送協会学園高等学校の地歴公民科の教諭をしております佐藤絹子と申します。私も引き続き務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【施策推進担当課長】 続いて、公募選出市民の方をご紹介いたします。谷保にお住まいの野島美

佳さんです。

【委員】 訪問専門母乳育児相談室で最近開業しました助産師の野島です。母子の声を聞く立場にあるので、そこを行政として反映できて、お母さんたちや赤ちゃんたちの笑顔につながるような仕組みになれるよう、意見していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【施策推進担当課長】 続いて、富士見台にお住まいの羽生久美子さんです。

【委員】 羽生と申します。よろしくお願いいたします。子供が4人おりまして、国立市の子育て施策に大変お世話になっている立場です。ファミサポと育サポの支援会員として活動していますので、現場の声も少しお届けできたらなと思います。よろしくお願いいたします。

【施策推進担当課長】 最後に、富士見台地区にお住まいの佐藤昌文さんですけれども、本日、体調不良により欠席とのご連絡をいただいております。よろしくお願いいたします。

以上で、委員の皆様のご紹介を終わります。皆様、ありがとうございました。

本日は10名のご出席をいただいております。これは国立市子ども総合計画審議会条例第8条第2項で、会議は、委員及び議案に関係ある特別委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできないとなっておりますが、以上のとおり、本日は定足数に達しておりますことをご報告いたします。

続きまして、会長の選出に移りたいと思います。会長選出に当たりまして、皆様の中で、自薦、また、他薦がありましたら、挙手にて発言をお願いいたします。

佐藤委員さん、お願いします。

【委員】 継続している内容が多いので、加藤委員を推薦させていただきたいと思います。

【施策推進担当課長】 ありがとうございます。ただいま佐藤委員より、前期に引き続き、加藤委員をというご発言がございました。ほかにご意見ございますでしょうか。

なければ、加藤委員に会長をお願いするということでもよろしいでしょうか。

ご承認ありがとうございます。それでは、これからの議事進行については、会長にご就任いただきました加藤委員をお願いしたいと思います。

【会長】 ただいま会長を仰せつかりました加藤です。議事進行につきましては、皆様のご協力を心からお願いいたします。

子ども総合計画審議会では、国立市の子ども施策の具体的な計画である子どもの計画について議論していきますので、国立市における子ども施策の充実に向けて、いろいろご意見を出していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

国立市子ども総合計画審議会の条例が資料1として資料の中に入っておりますが、第6条で、会長以外に副会長を置くこととなっております。改めて、会長を補佐していただくための副会長を決めたいと思いますが、どなたか自薦、他薦がございましたら、お願いいたします。はい、お願いします。

【委員】 会長に一任してはいかがかと思いますが。

【会長】 会長一任の声がございましたが、ほかになければ、私から、前期に引き続きまして、堀井委員を副会長に推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは堀井委員、前期に引き続き、よろしくお願いいたします。

【副会長】 はい、よろしくお願いいたします。

【会長】 堀井委員からも一言お願いできればと思います。

【副会長】 前期に引き続きということで、国立市の子ども総合計画に関する評価の部分、いろい

るな意見が集まってきたところなので、よりよい施策になるように、今後も会長を補佐しつつ、この審議会ですら議論ができればいいかなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、会長、副会長が決定いたしましたので、改めて、私から議事を進めていきたいと思ひます。

次は次第の5番になりますが、事務局職員紹介ということで、よろしくお願いいたします。

【施策推進担当課長】 それでは順に、事務局側の職員紹介を行いたいと思ひます。
改めまして、子ども家庭部施策推進担当課長の清水でございます。よろしくお願いいたします。
事業団設立準備担当部長の馬橋でございます。

【事業団設立準備担当部長】 馬橋でございます。よろしくお願いいたします。

【施策推進担当課長】 児童青少年課長の川島でございます。

【児童青少年課長】 川島でございます。よろしくお願いいたします。

【施策推進担当課長】 子育て支援課長の山本でございます。

【子育て支援課長】 山本でございます。よろしくお願いいたします。

【施策推進担当課長】 児童青少年課児童青少年係長の畠山でございます。

【児童・青少年係長】 畠山でございます。よろしくお願いいたします。

【施策推進担当課長】 児童青少年課児童青少年係の野島でございます。

【児童・青少年係】 野島と申します。よろしくお願いいたします。

【施策推進担当課長】 なお、先ほども申し上げましたが、本日、別会議のため欠席しております子ども家庭部長の松葉も含めまして7名で事務局をやっておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、計画のコンサルティング業務を委託しております株式会社名豊から、糸魚川さんにご出席いただいております。

【株式会社 名豊】 株式会社名豊の糸魚川と申します。よろしくお願いいたします。

【施策推進担当課長】 以上で、事務局職員の紹介を終わります。よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。事務局より、よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、お手元に資料を幾つか積ませてもらっているかと思うんですけども、次第というものがあるかと思ひます。次第の一番下に、配付資料を一覧として記載させてもらってございます。資料が多くございますので、ここに書かせてもらっているとおり、あるかないかの確認をいただければと思ひます。資料No.は1から11まで、No.10に限り、10-1、10-2といった2種類がございます。資料No.は全てそれぞれの資料の右肩にさせていただきます。こちらの資料について、過不足等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。あと、机の上に第三次国立市子ども総合計画の冊子と国立市子ども・子育て支援事業計画の冊子、国立市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書といったものをそれぞれ置かせてもらっております。こちらにつきましても過不足等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

【会長】 ありがとうございます。

では、続きまして、次第の6番から、本日の審議に入っていきたいと思ひます。

次第の6番の各施策のニーズ量及び確保提供量と、今後の方向性について、そして、もう一つの柱

が「子ども・子育て支援事業計画」の骨子案ということで、この2つが今日の審議内容の大きな柱になってきます。

今、資料についてご確認いただきましたが、子ども・子育て支援事業計画の中身がかなり具体化してきているわけですが、まず最初に、前回に引き続きまして、6番の各施策のニーズ量及び確保提供量と、今後の方向性についてということで、事務局より資料の説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは資料No.7と8が該当するものになりますので、ご用意をお願いいたします。

まず、資料No.7につきまして、ご説明申し上げます。表紙に、第4章、乳幼児期の教育・保育の整備とうたわせてもらっているものでございます。

こちらの資料は数ページにまたがっておりますけれども、まず最初のページについては、現計画における保育のニーズ量に対しての確保実績をまとめてございます。

その次のページには、具体的に待機児童としてどういう推移があったかといったことについて表化して載せてございます。また、下のほうには、年度ごとに打った施策の展開を記載してございます。

さらに右のページ、③課題というところにつきましては、現計画における計画期間の5年間において挙がる課題についてまとめているところでございます。

下段の④につきましては、この課題を踏まえ、今後、令和2年度から6年度、次期計画の期間における方向性について課題をまとめたものを記載してございます。

次のページ、⑤には、今日お配りしています緑の冊子が前年度に行った市民ニーズ調査の報告書になりますけれども、そちらの中にあった市民の声について、抜粋して、一部記載させてもらっているところでございます。

その後、⑤が続いておりますけれど、右のページから、次期計画におけるニーズ量、市民からのニーズ量と、それに対して、我々市のほうで、それぞれについて確保していく方策の数字を年度別に表ごとにまとめているものになってございます。表は全部で令和2年度から6年度まで5つに分けてございます。

最後のページに、これらに関する確保の方策について、どういった方式でやっていくのかといったことを文章でまとめたものを記載しておるところでございます。

その下に、2、3、4、5、6と羅列で箇条に載せてある項目があるんですけれども、こちらについては、現在、検討中になっていますので、今のところはそのまま載せる予定になっている項目だけ付かせてもらっているところですが、4章については以上でございます。

よろしいでしょうか、続いて、5章もまとめて説明してよろしいですか。

【会長】 5章が結構たくさんありますが、一応ここで切りますか。

【事務局】 ここで一度切ります。

【会長】 まず、4章の乳幼児期の教育・保育の整理というところですが、おそらく、事前に資料が送られているとはいえ、ぱっと見て、なかなかわかりづらいかもしれないですね。今、4章のご説明をいただきましたが、1枚おめくりいただきますと、まず1枚目につきましては、平成27年度から平成31年度までの実績ということでよろしいわけですね。

【事務局】 はい。

【会長】 実績ということで、保育所であるとか幼稚園などを中心に、教育・保育というものをどれくらいの数確保してきたのかという実績が、まず示されています。

それで、その理念を挙げていただきますと、関連した情報として、国立市における待機児童数が示

されているんですね。旧定義と新定義と2つ示されていますが、新定義に基づいて見ていきますと、平成31年4月現在で、国立市には保育に対する待機児が46名ほど出ているという状況になっています。

その後、申し込み状況等が出ていますけれども、一番下のところを見ていただきますと、平成27年度から31年度まで、待機児童の解消などに向けて、どのように保育・教育事業の確保を進めてきたのかという具体的な実績がずっと示されています。

次のページにいきますと、これまでの5年間の課題が示されていまして、待機児童がゼロ歳、1歳に集中している中で、待機児の解消に向けて進めてきたこと。

さらに、④になりますが、今後の方向性ということで、新規施設の整備ですとか、幼稚園教育の理解の推進ですとか、認証保育所等の入所者への対応などを通して進めていくということが示されています。また、現時点で計画されている施設整備を通じた対応ということで、令和元年及び令和2年度の施設整備の案というものが示されています。

それで、その裏面を見ていただきますと、ニーズ調査の中で、特に自由記述欄の中で挙げられた市民の声を幾つか抜粋してありまして、保育の質の向上ですとか、保育の内容ですとか、保育園を増やしてほしいですとか、保育士について、さらには幼稚園の内容についてということでもとめられています。

それで、今回、特に議論の対象が、その次のページの今後の乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策ということになってきます。令和2年度、3年度、4年度、5年度、6年度ということで、今後5年間、どのようにそれぞれの確保を進めていくのかといったことのニーズ調査に基づく数字がずっと示されています。

最後のところに、確保方策の視点が少し示されているわけですが、最後のところ、結構、黄色で囲ってある部分、これが結構大きなポイントになってきますかね。ここだけ、少し簡単に説明などお願いできますか、確保方策のポイントみたいなどころ。読まなくても、資料は事前にお送りいただいたので大丈夫かもしれませんが、一応、確認ということでお願いできますでしょうか。

【児童青少年課長】 それでは、私の方から。

【会長】 お願いします。

【児童青少年課長】 まず、令和2年度につきましては、書かせていただいたとおりになりますが、既存の保育施設、現在ある保育園の改修を想定しているということで1つ入れさせていただいています。

また、2点目として、平成31年度により実施しておりますベビーシッターの利用支援事業について、こちらも都制度を活用して事業を継続していくということで記載しております。

また、3つ目で、国制度の取り扱い変更に伴って、平成31年4月に市内に企業主導型の保育施設が新設されておりますので、こちらの提供量を追加していきます。

令和3年度につきましては、小規模保育施設の新設ということで、ゼロ歳から2歳児の小規模の施設を新たにつくるということ等を記載しております。

令和4年度以降につきましては、必要に応じて年齢構成等の見直しにより効率的な保育に努めるということで示させていただいています。

簡単ではございますが、以上となります。

【会長】 ありがとうございます。今、令和2年度のところをご説明いただきましたが、先ほどの

⑤の乳幼児期の教育・保育の量の見込みの令和2年度、表の一番下の過不足分というところを見ていただきますと、やはり、ゼロ、1、2歳のところがマイナスであったり、ニーズ量に対して提供量がぎりぎりの状態になっているんですね。今ご説明いただきました令和2年度あるいは3年度を見ていただきますと、ゼロ、1、2のところを少し中心に数を増やしていく計画内容になっていまして、そのあたりを実現していきますと、令和3年度とか4年度、5年度に行くにしたがって、ゼロ、1、2歳児の部分に少し余裕が出てくるような感じになっています。

少し補足をさせていただきましたけれども、何かご質問とかご意見等ございましたらお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

ちょっとこの点がわからないとか、そういうご質問でも構いませんので、いかがですか。はい。

【事務局】 すいません、補足になるんですけども、今見ていただいている令和2年度以降の表のうち、2号認定の部分、3歳以上の保育が必要という項目の教育希望が強いと書かれているところだけが空欄になっていると思います。確保提供量の部分が空欄になっているかと思えます。こちらについて、上部に※印でも記してあるんですけども、この後審議いただきます第5章の中に、一時預かり事業の幼稚園児対象の預かりといった項目がございまして、こちらとの調整が視点になっておりますので、現時点では、その部分は空欄のままにさせてもらっております。大変失礼いたしました。

以上でございます。

【会長】 そうしますと、その調整を踏まえて、今、空欄ですけど、いつごろ具体的に出てくるのか。

【事務局】 近日中という形になってしまいますが、ここのニーズ等については、株式会社名豊の担当者と保育、幼稚園の担当をしております者との協議を踏まえて、また皆様に、会議という形で付かせてもらえないかとなってしまいますが、メール等で先に連絡をして確認いただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【会長】 そうしますと、今、空欄のところは、また後で追加されるということで、それ以外の部分になりますが、どうでしょうか。

乳幼児期の教育・保育関係者として、吉田委員、小澤委員、何かご意見とかございますか。

【委員】 教育希望が強いというのは、どういう意味合いなのでしょう。

【会長】 保育ではなく教育希望が強いということの具体的な中身というか。

【委員】 というのは、基本的には保育所指針も改定されて、保育所指針の中に幼児教育を行うという文言が入っているので、教育に関しては保育所も幼稚園も違いがないという。

【会長】 本来、一緒の。

【委員】 本来なっているはずで、実施年度なので、ですから、この中で言っている教育希望が強いという意味が、ちょっとよくわからない。

【会長】 むしろ、幼稚園希望と具体的に書いたほうがいいですよ。

【委員】 そういうふうに書いていただいたほうがすっきりはしますよね。

【会長】 これの表現の仕方はどういうことで。

【事務局】 今、この計画のニーズ量と確保提供を算出するに当たって、国の手引きを参照につくっておるところでございます。この国の手引きが、実はまだ最新版の連絡がこちらにおいてこないところとして、一番直近に連絡いただいているものをベースにつくっておるんですけども、それがいわゆる現計画の策定に準じた形で、ニーズを問うて、その確保提供を設けろというものになってお

るので、この項目については前計画でも付させてもらっているんですけども、今はそのまま踏襲して記載しているというところになるかと思います。

【施策推進担当課長】 国の手引きに基づいて、この表をつくらなければいけないので、ちょっとわかりにくい表現にはなっているんですが、では何を指しているかといえば、2号の教育希望が強いということなので、これは認定こども園をという意味合いになるということではないですか。事前に行ったニーズ調査の中で、幼稚園を希望しますかとか、保育園を希望しますかとかという設問がずっとあって、その中で答えている人の数からここの数字を、それらも根拠にして出していることもあるので、そういった部分の兼ね合いが若干、だから、幼稚園を希望している方もその中には含まれていたり、単純に教育希望が強いを幼稚園を希望していますとは書けない状況が、ニーズ調査の中で重複した回答もありますので、そういった部分があるかなとは思いますが。

【会長】 今、小澤委員がおっしゃったように、こども園も、幼稚園も、保育園も、指針とか教育要領の中身は共通になってきているにもかかわらず、ここで教育を希望する人、保育を希望する人と書いてあると、誤解を招くおそれはありますよね。ただ、共通した形にしていこうと、国自身が指針でこういう表記をしているとなると、問題があるような感じがしますけれども。最終的には少し。

【施策推進担当課長】 そうですね。

【会長】 誤解を招かないような表現にしていけるといいですね。

【施策推進担当課長】 今いただきましたご意見は非常にもっともな部分かと思っておりますので、最終的な表記が、国がこれに従いなさいというものもあるかもしれないんですし、であれば、※印を入れて、今、小澤委員からご指摘いただいたような、そもそもは、何年度からこういう形で改定されて、幼稚園でも、保育園でも、認定こども園でも同じ要領に基づいていますといった表記も入れつつ、わかりやすい表記ができるように考えたいと思っておりますし、国にも、そのあたりを確認していきたいと思っております。ありがとうございます。

【会長】 ほかにはいかがですか。

今回、新しく委員になられた方、素朴な疑問でも何でも構いませんが、いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしますと、ニーズ量に基づく提供量を確保していけば、先ほどの待機児童数もおのずと、徐々に解消されていくと理解してよろしいわけですか。

【事務局】 はい。

【会長】 では、よろしいでしょうか。

では、また何かお気づきの点等ございましたら、後でご指摘いただければと思いますので、続きまして、第5章、13事業と呼ばれる子ども・子育て支援事業の部分になります。こちらにつきましては、前回の会議で幾つか議論をしてきましたけれども、今回、新しくニーズ量が示されたものが含まれていますので、まず、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】 5章をご覧ください。こちらは先ほどの幼稚園・保育園の確保提供量に続き、地域子育て支援事業とうたっている13の事業についてのニーズ量と確保提供量を示している表になってございます。見方としましては、開いて左のページに、基本的にはこれまでの経過等を載せています。場合によって右のページまで及んでいますが、最後に市民の声というものを記載した上で、右のページにはニーズ量と確保提供量を示している。これは全ページにおいて、基本、同じスタイルをとってございます。

前回もご審議いただいているところになりますので、ニーズ量についての審議が終わっていない項目だけ、先にお伝えさせていただきます。（５）の養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業という項目、こちらは前回の審議のときにニーズ量を付せておりませんでしたので、今回、記載させていただきます。

続きまして、（８－１）一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）という項目につきましても、前回、示せていなかったニーズ量について示しております。こちらは先ほど４章のときに空欄の項目があるとお伝えしたところで連動しているペーパーになっておりまして、ニーズ量と実施確保提供について、事務局担当者で煮詰めておりますので、ここは確保提供量については空欄になってございますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

続きまして、（８－２）一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）という項目も、今回初めてニーズ量を付させてもらっておる項目でございます。

続きまして、（９）延長保育事業も、ニーズ量を初めて付させてもらうところでございます。

（１１）放課後児童クラブにつきましても、ニーズ量について、改めて付させてもらっているところでもあります。

以上が、ニーズ量について、今回初めて付させてもらう項目の一式でございます。

簡単ですが、資料の説明は以上です。

【会長】 今、前回、議論していないところを中心にご説明いただきましたが、（５）養育支援訪問支援事業のところを見ていただきますと、一応、国立市の子ども計画については、どういう形で計画内容を記載するのかといったこと、今、事務局よりご説明いただきましたように、①として事業の概要が示されていまして、②として、これまで５年間、その事業がどのように進められてきたのかというところが示されている。③として、これまでの５年間の事業内容を踏まえて、どういう課題が認められるのかといったものが示されていまして、最後に、ニーズ調査に基づくニーズ量と確保提供量ということで、今後５年間の計画内容が示されていく、そういう共通した書式で計画が示されていることになります。

今、ご説明いただいた（５）養育支援訪問事業、（４）乳児家庭全戸訪問事業というのがあるんですけども、その中で特に特別な支援が必要な家庭に対して、子供を養育できるように、育児指導とか家事援助を行う事業ということになってきます。

さらに、今ご説明いただきました一時預かり事業、（９）延長保育もそうでしたっけ？

【事務局】 （９）もそうです。

【会長】 （９）の延長保育、さらには（１１）の放課後児童クラブ、この部分につきまして、いかがでしょうか。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

１個ずつ、いきますかね。（５）養育支援訪問事業についてですけども、ニーズ量のところが上が実人員、この実人員というのは対象となる人になりますかね。

【事務局】 はい。

【会長】 １０名に対して、訪問件数が４０件ということで、ニーズ調査に基づいた結果が出ている。

それで、確保方策というのは、ここでいうと、どれになるんですか。

【事務局】 実施体制というところに記載している、そのままになるんですけども、要は、訪問の依頼があった場合、それに対して、子ども・家庭支援センターにて実施していくという体制のどこ

ろで書かせてもらっております。

【会長】 そうしますと、ニーズ量に関しては、これまでの実績と比較しても、大体同じぐらいで出ているという感じになりますか。

【事務局】 そうですね。平成30年度については、左の表にあるとおり、件数としては少し……。

【会長】 ちょっと減ってきている感じになりますね。

【事務局】 加減しているところになります。また、育児・家事援助という項目については、29年からゼロ件という実績になっております。この結果等を踏まえつつも、ニーズ量として出てきた件数として、これが受けられるような体制を組んでいくということが、まず絶対的になるかなと思っております。

【会長】 実績としては、左のところを見ていただきますように、家庭数も支援数も減ってきている中で、ニーズ量としては、右側に示すようなニーズ量が出てきていますので、それに応じて、子ども・家庭支援センターで対応していこうという確保方策の形になっています。この事業に関していかがですか、何か。はい、どうぞ。

【委員】 育児支援サポーター派遣事業というのは、告知はどういう感じ、ニーズはあると思うんですけど、それがゼロというのが、もっと宣伝したほうがいいのか、それとも、非課税対象者とか特定だから利用者が少ない、いろいろ手続が面倒だから利用が少ないのか、やっぱり、孤立して子育てしている方たちは多いので、ほかの行政とかを見ると、産後ケアであったり、充実しているところはほんとに頑張っている中で、国立、もうちょっと頑張してほしいなど、ほかを見ていると思ってしまうので、そこら辺はどのように、妊娠中、全員に面談をされたりしているのか、もしかしたら、そういうところで行っているかもしれないけれども、妊娠中って、あんまり産後のことって耳に入らないので、情報提供の仕方がもうちょっと違くと、ここの数字は変わってくるのかなと思うんですけども。

【会長】 そうですね。告知の仕方とか、情報提供の仕方とか、支援の内容が、もっと利用したいなというようになってくると、もしかしたら、もっと実績も伸びたかもしれないし、ニーズ調査も伸びたかもしれないという中で、これ、なかなか判断が難しいところで、今の野島委員のご質問に対して、いかがでしょうか。

【子育て支援課長】 子育て支援課長の山本でございます。母子保健事業を所管させていただいております。

子ども・家庭支援センターも所管させていただいているんですけども、まず、育児支援サポーター派遣事業の周知の仕方ですけども、先ほど野島委員におっしゃっていただいた、うちですと国立ゆりかご事業と言っているんですけども、妊婦全数面接のとき、妊婦さん全員にご案内をさせていただいているところです。実際に、生まれた後も、先ほど会長からもお話しいただきましたけれども、乳幼児先行訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業ですとか新生児訪問の際にもご案内させていただいているところです。

ここのゼロという数字ですけども、育児支援サポーター派遣事業自体はもっとご利用いただいているんですけども、少し上の要支援家庭に対しては、通常の利用回数や期間、対象年齢、利用料の枠を超え、サービスを提供可能としているといった、要支援家庭に対する育児支援サポーター派遣事業については、29年度、30年度はゼロという形で、育児支援サポーター派遣事業自体は、件数が手元がないんですけども、ご利用いただいているところです。では、なぜゼロなのかという理由で

すけれども、育児支援サポーター派遣事業はファミリー・サポート・センター事業と同じですけれども、市民の方に研修を受けていただいて、ヘルパー、サポーターさんになっていただいている事業です。要支援家庭に派遣させていただくというのが、正直なかなか難しいところがございます。要支援家庭を具体的に申し上げますと、お母様に精神疾患があるとか、そういったケースが多くなっていますので、研修を受けていただいて、ヘルパーさん、サポーターさんになっていただいているんですけれども、そういったところに入っていただくのはなかなか難しいというところがございますので、29年、30年はゼロになっているといったところがございます。

さっき、野島委員におっしゃっていただきましたけれども、国立市は、産後ケア事業はまだまだ取り組みができていないところですので、今、来年度の実施に向けて、産後ケア事業の検討を進めているところです。来年度から、市内の産科さんですとか兼任の助産師さんと連携しながら、産後ケア事業に取り組んでいく準備をさせていただいているところです。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。そうしますと、専門職による産後ケア事業というものは、一方で充実させていくような流れになるということですね。

【子育て支援課長】 はい。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかに何かご意見、ご質問等ございますか。

上の専門的相談支援も減ってきていますが、この理由も補足でよろしいですか。

【子育て支援課長】 専門的相談支援に関しては、先ほどの育児サポーターとかとまた違って、保健センターの職員ですとか訪問家庭支援センターの職員がご相談を受けているということになるかとは思いますが、減っている理由ですね。

【会長】 さっきのように、ほかの事業のところでもサポートが充実しているので、あまり必要なかったとか。

【子育て支援課長】 詳しいところはまた後で確認させていただきますけれども、(1)利用者支援事業のところがございます国立の子育てサポート窓口「くにサポ」というものを29年7月から開設しているところがございます。子ども総合相談窓口ということで、まさに子供、子育てに関するいろいろなご相談を市役所の窓口で受けているところですので、そういったところでご相談を受けさせていただいているので、専門的相談というところが、子ども・家庭支援センターですとか保健センターというところでカウントしているというところであれば、今、くにサポでご相談をお受けしているというところで、こちらの数字がちょっと減ってきているのかなど。具体については確認させていただきます。

【事務局】 補足になるかもしれないんですけど、(5)の今回議論いただいているところの課題の欄が下にあるんですが、育児・家事援助については利用は極めて少ないと書いてある課題の下段の括弧のところ、専門的相談支援についてはという記載がございます。専門職の方がケースワークの流れで適切に実施しているという流れもあることから、相談件数としては少し加減してきているような実績があるかと思えます。

【会長】 ありがとうございます。

続きまして、(8-1)と(8-2)にいきたいと思いますが、(8-1)が幼稚園在園児対象の預かり保育、(8-2)が幼稚園の預かり保育以外の一時預かり事業ということで、一時保育

とか、ファミリー・サポート・センターとか、トワイライトステイが含まれるということになります。

(8-1)の幼稚園在園児対象の預かり保育については、右側の実施箇所数ですとか提供量などが空欄になっていますが、これが先ほどご説明のあった、今、内部で少し調整をしている部分というところに該当するかと思います。それでは、一時預かり事業について、いかがでしょうか、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

幼稚園のほうは小澤委員からでしょうか、何か、大丈夫ですか。

【委員】 ただ、幼稚園でも、いろいろ基準がありますから、預かり保育自体はやっけていても、まだ一時預かりに持ってこれていない幼稚園というのが実在するんですよね。ですから、乗っていない部分が預かり保育が全くないわけではなくて、1日何時間以上であるとか、年間実施二百何十日以上とかという枠内におさまっていないところがまだあるのは事実です。

【会長】 そうですか。

【委員】 はい。ですから、全く預かり保育がないという幼稚園は現行ではないと思います。

【会長】 そうですか。この制度に乗っている部分がここに示されているということになりますね。

【委員】 はい。

【会長】 ありがとうございます。ご質問でもご意見でも何でも構いませんけれど、いかがでしょうか。

幼稚園の部分は空欄になっていますので、幼稚園の預かり以外のところを見ていただきますと、令和2年度から6年度までのニーズ量と実施箇所数ですね。実施箇所数4、5となっていますが、これは具体的にどこで実施するということが想定されているのでしょうか。

【事務局】 その下部に星印で今後あの具体的な事業計画を示しておりますが、令和3年に矢川保育園について、新たな場所に新設することを予定しております、そこに一時預かり事業を新規で開始することを予定しております。こちらの箇所が1追加されて、4から5という形で数を増やしているということでございます。

【会長】 それにプラスアルファしてファミサポが含まれるということで、ファミサポを含めて、こういった保育園で実施している一時預かり事業とプラスアルファでファミサポを入れて4カ所ないしは5カ所ということですね。

こちらですけど、いかがでしょうか。

こちらも、これまでの実績との関連で見ても、実績を踏まえた上で、それぞれ増やしていくというような感じになっていますが、ただ、トワイライトステイの部分は、今後、かなり充実させていくという感じになりますでしょうか。提供量で見えていきますと、これまでの実績と比べますと1,436人にしていくということで、かなりニーズ量が多く出てきたので増やしていく感じですかね。

【事務局】 確保提供量になるので、ここに示している数字としては、定員数掛ける開所日数というものを単純に乗じて、その数字を示しているところになりますので、開所日に利用されたいという方がいた場合においては、その日数で使うことができるよという……。

【会長】 余裕を持って利用できるという感じですね。

【事務局】 枠として、それだけあると。一方で、定員が4名であるということも事実でございますので、例えば、その日にトワイライトステイを4名使いたいといった場合には、そこでは物理的には受けられないといった事情もありますので。

【会長】 利用者が重なったりすると、ちょっと難しくなる可能性があるということですね。

【事務局】 はい。

【会長】 それで、このトワイライトステイは児童養護施設で実施している。

【事務局】 はい、そうです。

【会長】 国立市内に児童養護施設が1カ所ございまして、そこでトワイライトステイ事業を実施しているという形になりますね。

こちらに関してはよろしいでしょうか。

続きまして、9番の……。

【施策推進担当課長】 すいません。

【会長】 はい。

【施策推進担当課長】 今回の幼稚園の預かり保育以外の一時預かり、(8-2)の件ですね。右側のページ、今、会長にお読みいただいた令和3年矢川保育園の新設に伴い、一時預かり事業を新規開始と現行で出ているんですが、現実、事業団の矢川保育園がスタートするのが令和3年で、新体制の中で、新施設でスタートする形になるので、少なくとも、この年度頭から一時預かりができるかどうかというのは、9月に事業団を設立されて、いろいろな施設の運営とかは、今も既に検討はしているんですけども、現実的に、新しい事業団で考えていくという経過をたどっていかないといけないところで、令和3年度から保育園が始まって、その瞬間から、今までやっていない一時預かりをいきなりスタートさせられるかというところ、まだ、ちょっとはっきりしないところで、ちょっと勇み足の確保提供量の数字提供になっているので、ここについては、上の提供量の数字の部分も含めて、令和3年の部分、令和4年の部分以降が、ちょっと変更になるかなと思います。曖昧な資料を提出してしまつて申しわけございません。

【会長】 ①の部分がまだ検討中という。

【施策推進担当課長】 そうです、提供量の①の部分、申しわけございません。

【会長】 よろしいでしょうか。

続きまして、(9)の延長保育事業ですけれども、こちらに関してはいかがでしょうか。

事業の概要で示されていますので、保育所の通常開所時間が11時間ということになっていますが、それをさらに超えて、前延長と後延長という形になるのでしょうか、保育を行う事業ということになってきますね。

こちら、吉田委員から、何かコメント等ございましたら。

【委員】 以前もお話しさせていただいたんですが、今のところ、11時間開所以外に、延長保育で1時間、延長保育を行っている状態で、長い子どもと丸々12時間を保育園にという形なので、保護者の方のニーズ的には、もう少し長くというところもありますが、子供の観点からいうと、これ以上延ばしてはなかなか大変なことなので、延長を延ばさないで、子供のためには、今の時間帯で保育を続けさせていただきたいと思う点があります。

あと、ニーズからすると、土日とか祝日、それから年末年始もしてほしいというのがあって。

【会長】 一番上のところにも書いてありますね。

【委員】 はい。ありますが、なかなか難しい。結局、この前のゴールデンウィークも、開いてみたら、あまり利用者がいなかったとか、いろいろあるので、実際のところ、保育園を全部あけるというのはすごい無駄があったりして、どこか1つでやるというところ、それはそれで問題があったりして、

それは今後のことだと思いますが。

【会長】 保護者の就労支援という意味合いでこういう事業が出てきたわけですが、ただ、子供の視点に立った場合に、それだけ長く保育所を利用するということが、子供の関係性であるとか、そういった部分で見てどうかということですね。

【委員】 小学校に行ったら、学童は7時ぐらいで終わってしまうのでというところもありますので。

【会長】 乳幼児期が一番。

【委員】 そうです。それなのに、どんどん長くなると矛盾があるなというところもあるので。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 ちょっとだけ疑問なんですけど、延長保育とか一時預かり事業とかが保護者のニーズで増えていくのは大変助かるんですけども、保育園とか幼稚園の先生方の勤務時間が長くなったり、シフト制が大変な中で、先生たちが疲弊しないような対策というか、児童養護施設とかで一時的預かりとかもやっているということなんですけど、予約があればプラス補充されたりとか、いる中でやりくりして一時保育もやっているのかとか、先生たちが疲弊すると、そのしわ寄せは子供たちに行くと思うので、保護者の声を聞いてもらえて、制度はありがたいんですけど、もし、そこが充実していないんだったら、どうなのかなと思ったりするんですけど。

【会長】 保育者の立場としては、どういう状況でしょうか。

【委員】 結局、保育士も人の親というか、ママさん保育士もいますので、その中で家庭とのやりくりというのが、保育園に7時まで勤務したら、家に帰って8時以降とかになると、仕事をどうして続けていこうかなという保育士さんもいて、保育士離れの一つになりかねないところもあると思います。一時預かりのほうも、それに対して保育所を配置しているとは思うんですね。それ以上の子たちは、それぞれのクラスに手伝ってもらって保育をしたりという形にはなっていると思うんですが、延長保育とシフト制で長時間が多いので、そういう点では、確保だったり、保育士の矛盾するところは、だんだん難しくなっているところがありますね。

【会長】 ありがとうございます。はい、どうぞ。

【委員】 人員確保というお話のところ、私、ファミサポをやっています、来るときはわりと頻繁にご連絡が来るんですけども、どうしても、こちらの都合もあってお断りするということとはたびたびありまして、お友達、幼稚園を卒園したママ同士で話したときに、ファミサポやっているんだという話をすると、それ、どうやってやるのと、やってみたいなと思っていられる方は結構いらっやいまして、その方たちをもうちょっと引き込むことができないのかなといつもいつも感じていまして、市民の方に、こういう活動をもうちょっと広げていくような方法が何かあればなと思っています。

【会長】 提供会員の確保って、事務局でもすごく大きな課題になっていると思うんですけども、いかがでしょうか。

【子育て支援課長】 ありがとうございます、また後で詳しくお話を伺わせて。支援会員さんの確保はほんとに厳しいところがございまして、受けていただいたかと思うんですけど、年に2回研修会をやらせていただいているんですけども、年々減ってきているという現状もございまして、今言っていたいただいた保育園のお母様とか幼稚園のお母様とかを含めて、改めて周知の方法を考えたいと思います。よろしくお願ひします。

【委員】 年配の方がされていて、うち、双子を預けようとしたら、ちょっと双子ちゃんは辛いですねみたいな感じもあるので、もうちょっと若い世代の方も引き込んでいたらなと思っています。

【会長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

一応、それぞれの事業は全国一律で、ニーズ調査に基づいて、どう確保していこうかということで、国の指針に基づいて行っていますので、それぞれの委員さんのお立場で、こういう視点が大事ななんていうことは、この計画のどこかに少し盛り込んでいけるといいのかな、なんていう感じもしていますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、時間も限られているんですが、前回、まだ議論していない11番の放課後児童クラブですね。こちらは学童保育と呼ばれるものですが、数年前から、今まで3年生までだったのが6年生まで伸びたということで、右側のニーズ量と確保提供量については、1学年から6学年まで示されているということになります。ただ、学年が上にいくに従って、ニーズ量がかなり減っているという状況が認められます。それに対して、実施箇所数に関しては7カ所ということでもずっと進めていく、905名分ということですね。そういった確保提供量という形になっています。

それで、下のほうの今後の具体的な事業計画のところを見ていただきますと、市内の学童保育所7カ所において、小学生全学年の受け入れを継続していくということが示されていまして、今、全7カ所の学童保育所は、児童館に設置されているものと小学校に設置されているもの、どのくらいの割合になっていましたでしょうか。

【施策推進担当課長】 現在、小学校は8校ございますけれども、第二小学校と第八小学校の子供は西児童館の中の西学童保育所に通う形が基本になります。会長からもありましたように、今、児童館の中にある学童は、きのうの段階からは、児童館で2カ所、学童が併設されているところがありますので、1カ所は完全に、この2学期から、小学校の教室をお借りして、そこで単独で実施するところが始まりました。あと、小学校の敷地内に学童保育所の建物があるのと、あわせて、特別教室等をお借りさせていただく形を全校で実施しています。

【会長】 なるほど。小学校の敷地をお借りして、学童保育所を子供たちが利用しやすいようにということで、そのあたりは結構、小林委員のいろいろご協力を得ながら進めてきたところもございますが、小林委員から、この辺についていかがですか。

【委員】 今年度から、4年生、5年生、6年生の子供が、うちの学校にある部屋を使って学童をやっているんですけれども、ここにあるとおり、人数が非常に少ないので、特に大きな混乱もなく、ここまで来ているかなと。

【会長】 そうですか。

【委員】 はい。

【会長】 小学校で学んで、その後の生活支援ということで、各小学校の中で学童保育が行われる体制ができてきているということになります。この辺に関していかがですか。学童保育クラブ事業になりますけれども、よろしいでしょうかね。

時間が大分過ぎているんですけれども、前回ご議論いただいた部分にはなりますが、1番目の利用者支援事業、こちらは実施箇所数は1カ所ということで進めていく。ただ、具体的な事業内容としては、さらに相談機能を充実させていくような方向性が示されているということになります。あと、通称子育て広場と呼ばれる地域子育て支援拠点事業が2つ目にありますが、こちらも9カ所確保しながら進めていくという計画になっています。妊婦診査事業が3番目、4番目が乳児の家庭の全戸訪問事

業ですね。6番目が子育て短期支援事業、ショートステイ事業と呼ばれるもの。先ほどご説明、ご意見いただいたファミサポが7番。10番目が病児保育、13番が多様な主体が制度に参入するための事業ということで、ここには国立市独自の地域支援、居場所づくり補助事業なども右側に記載されている形になります。前回の会議で一応確認はしてきましたが、これらについて、何かご意見、ご質問等、もしございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。はい。

【委員】 質問というか、妊婦面接とか赤ちゃん訪問とかを全戸していて、すごいなと思うんですけども、最近、フィンランド語でネウボラといって、相談アドバイスの場所ということで、妊娠期から就学期までのかかりつけの専門職がワンストップで継続的に母子とその家族の相談支援が行われるという、東京ネウボラというのもできてはいるんですけども、ネウボラ事業として、しっかりしている地域は、しっかりやっていたりもするんです。全員同じ方は難しいかもしれないんですけども、結構、妊娠中に挨拶した人が、また赤ちゃんが産まれてというような仕組みみたいなのが国立はできているのかなとかは気になるんですけども。

【会長】 はい、お願いします。

【子育て支援課長】 ご紹介いただいたように、ネウボラという取り組みがあるのは、東京都でも推奨しているんですけども、今おっしゃっていただいたように、全く同じ保健士が、1人のお子さん、1つのご家庭を担当していくというのは、人事異動等もありますので、なかなか難しいというのが正直なところです。ただ、国立市は全庁で、今、正規職員だと保健士が19人います。保健職なので、いわゆる保健福祉の分野での人事異動ということになりますので、母子保健のところ、あるいは妊婦面接で最初にお会いした方と、その後、福祉のほうでお会いするということもありますので、母子保健の中で全く同じ人間が担当するというのは難しいんですけども、全庁で保健士のネットワークみたいなのをつくりながら、支援はさせていただいているところです。

さらに今、本庁で、先ほどご紹介した国立子育てサポート窓口というところで、ほぼ妊婦面接もやらせていただいている、嘱託職員の保健士が中心になってやっているんですけども、実は嘱託職員の方は正職員よりも長くそこにいていただく形が多いので、現行の制度ですと10名ぐらい、いていただける方にいただいているので、そういった意味では、継続して当たっている方は、今、確保はできているのかなと思っております。

【会長】 そうしますと、例えば妊娠期から乳幼児期にかけて、継続して親子をサポートしていくものをネウボラという場合に、国立版ネウボラと言ってしまうとまずい訳ですか。

【子育て支援課長】 そこまで言うのは、まだちょっと難しいかと思っているところですね。

【会長】 まだそこまでは至って……。

【子育て支援課長】 そうですね。

【会長】 そうですか。

【子育て支援課長】 一方で、利用者支援事業、(1)にございましたけれども、国が同じように提唱している子育て世代包括支援センターという取り組みがございます。妊娠前から妊娠期で子育て期まで、切れ目のない支援を提供しているということで、今まで部門とか部署が違っていたので、母子保健の部分と子育て支援の部分を一体的に展開していくようにというものを国が実際に義務づけているというのがあります。国立市も来年度からその事業については取り組んでいくことになっておりますので、保健士のネットワークでご家庭を支えていくというのはもちろんそうなんですけれども、子ども家庭支援センターですとか、くにサポですね、子ども総合相談窓口と連携しながら、いろいろ

な課が協力しながらご家庭を支えていくというような取り組みを今させていただいています。

【会長】 もし、何かご提案とかございましたら。

【委員】 やっぱり、母乳支援であったり、産んでも産まなくても、妊娠前、命の授業であったり、はたまた更年期だったり、性に関するサポートの専門性は助産師なので、よければ、助産師もそのネットワークに入れてもらえると思います。

【子育て支援課長】 はい、ぜひ、よろしくお願いします。

【会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】 私が読み取れない部分もあるのかもしれないんですけど、乳幼児からのサポートなども丁寧にやっているところで、発達に心配がある子供たちを、多くは、大体、問題なく、その後、いろいろな成長のスピードがあるのでうまくいくんですけど、発達にいろいろと心配のある子供たちを、例えば発達支援センターにつなげるとか、そういう取り組みってやっていらっしゃるのでしょうか。

【子育て支援課長】 今、組織改正させていただいて、先ほどから出ていました母子保健、乳児健診とかを担当している部門と、前、発達支援室というのがあったんですけども、母子保健と発達支援室を統合しまして、今、子ども保健発達支援係ということで、保健センターで、まさに今おっしゃっていただいた取り組みをさせていただいています。健診で発達に気になるお子さんがいた場合には、発達支援に即座につないで、担当が同じ係の人間になりますので、連携しながら、そこは支援させていただくという形です。

【委員】 わかりました。いろいろな子供たちに接する機会もあるんですけど、ある程度、親の理解があり、そういう支援センターとつながっていると、結構、その子がいろいろな特性を持っていたとしても、それを家族で受け入れて、行く行く社会につなげていくことができると思うので、支援センターと小さいときからうまく繋がられるようなところがあるといいなと思います。

【子育て支援課長】 ありがとうございます。

【会長】 そうですね。発達支援室と発達支援センター、さらには家庭とか、あるいは幼稚園とか、こども園とか、保育園にも巡回相談に行ったり、そういう繋がりみたいなものがあると。

【子育て支援課長】 そうですね。ご協力いただきながら、保育園、幼稚園に巡回相談に伺わせていただいておりますし、令和3年度、国立市に児童発達支援センターというのができますので、そういったところと連携しながら取り組んでいきたいと思います。

【会長】 市内にセンターができると、またちょっと違って来るかもしれないですね。

【子育て支援課長】 はい。

【会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、また何かお気づきの点がございましたら後で触れていただいて、時間の関係で、次第の7番の子ども・子育て支援事業計画（国立市新・放課後子ども総合プランを含む）の骨子案に移らせていただきたいと思います。まず、事務局より、資料の説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料No.3をご覧ください。次期計画の骨子案として、この計画の内容について簡易的にまとめたものになってございます。

次期計画につきましては、現計画の並びを参考にしながら、全部で8章立て、資料編というものをつけて構成する予定でございます。なお、本日は、先ほどご議論いただいた4章、5章の件も含めて、第1章、2章、3章、4章、5章、6章までを、ここまで議論してきた経過と、事務局で作成した内容について、参考という形でさせてもらっております。この骨子の中にある詳細につきましては、

そちらとあわせ見ていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

簡単ですが、章立ての概要だけお伝えいたします。

第1章が計画策定にあたってと題してございます。こちらには、次期子ども・子育て支援事業計画策定の背景と目的、また、この計画策定の根拠になります子ども・子育て支援新制度の概要等を記載しております。この計画をつくる理由は何なのか、その目的は何なのかといったことを記載している内容でございます。第1章は、あわせ見ていただければと思いますので、後ほどよろしく願いいたします。

第2章は、子ども・子育てを取り巻く状況というタイトルにしてございます。この計画策定の根拠を先ほど述べた上で、現状の国立市における子供の状況とはどうなっているのかといったことを各種統計情報等を引きながら、グラフとして載せているものでございます。

3章については、この計画の基本的な考え方という内容にしまして、この計画における基本理念と基本方針、要は計画の使い方に係る部分についてまとめたものとしてございます。こちらについても、資料の中に、第3章の案を付しておるところでございますので、あわせ見ていただければと思います。

第4章は、先ほどご議論いただいた乳幼児の教育・保育の整備。

第5章は、地域子ども・子育て支援事業の整備となっております。

第6章には、国立市放課後子ども総合プランというタイトルを打たせてもらってございます。こちらは、総合計画の中に現在付している放課後子ども総合プランというのがございます。こちらを改定することで、今年度、諮問させてもらっておりまして、この支援事業計画の中に、放課後子ども総合プランについてはまぜ込むことができるというような仕掛けになっておりますので、本計画の章立ての第6章に入れ込んでございます。内容の大まかなところについては、学童保育と連動するところがございますので、地域子ども・子育て支援事業計画の整備の後という形で章を記載してございます。

第7章には、子ども・子育て支援事業の充実に向けた方策を記載する予定で、骨子の中には、どういった内容を記載するかといったイメージについて羅列してございます。

第8章については、計画の推進体制について記載する予定でございます。

資料については、ここに書いてあるものを添付する予定であります。

簡単ではございますが、第二期国立市子ども・子育て支援事業計画の骨子案についての説明になります。

以上です。

【会長】 目次に沿ってご説明いただきましたように、一応、子ども・子育て支援の国立市の計画の全体像をこういう形で予定しているということですが、第1章の資料No.4、計画策定にあたってというところの資料ですが、これまでの国の指針に基づく子ども・子育て支援の計画がどのように位置づけられているのかといった制度上の位置づけの説明みたいなものが出てくるのが、この第1章になりますね。この計画が制度的にどういう位置づけのもとで行われているのかというのが出てきまして、それで、今ご説明いただきました資料No.5ですけれども、これは計画の前提になる国立市の状況、データが示されています。それで、もし、もっとこういうデータを入れるべきではないかといったものがありましたらご意見をいただきたいと思いますが、現状ですと、人口の推移ですとか世帯状況の推移、あと、子供がいる世帯の状況ですとか、4ページ目にいきますと、ひとり親世帯の推移、出生状況、合計特殊出生率の推移、さらには6ページにいきますと、未婚・結婚の状況とか就業

状況なんて、結構たくさんありますので、そんな感じでずっと出てきます。あと、8ページ目あたりからサービスの状況が出てきますね。さらに、10ページからは、子供虐待対応の推移ですとか、就学援助ですね。これは子供の貧困問題と関連するデータですが、就学援助を受けている子供たちの推移。あと、いじめの認知件数とか不登校児童生徒数が13ページに示されています。14ページ以降からは、今回実施したニーズ調査のところから、特に、この14ページ以降で抜粋されている課題というのは、どういう点に留意したものになりますでしょうか。

【株式会社 名豊】　今回、ニーズ調査の部分でいきますと、大きくは保育ニーズの関係の基礎となっています就労関係の部分と、子供を取り巻く家庭の状況と、実際に保育・教育ニーズの部分と多様な保育サービスのニーズと学童の関係の子供の放課後の居場所に対するニーズというような形で、先ほど議論いただいた事業に関する部分のアンケート結果を抜粋しております。

【会長】　この14ページ以降の部分ですね。

【株式会社 名豊】　はい。

【会長】　なので、このあたりが、先ほどご検討いただいたところのニーズ調査の部分の1つの根拠という形になってきますでしょうか。というような感じのものが第2章になります。

それで、次が資料No.6の3章ですが、ここは今回の計画の基本的な考え方ということで、1章が国全体の制度における位置づけですけれども、3章に関しては、国立市におけるこれまでの計画の流れが示されています。国立市の場合には、今回の計画の上位計画として、子ども総合計画というものを持っていますので、子ども総合計画に基づき、どう進められてきたのかといったことが示されていて、特に3章の2枚目の裏面に基本理念が示されているんですね。「子どもと家族と地域が輝き未来へつながるまち」、副題として、「いきいき子育て・わくわく子育て」、これが今回の計画の上位計画の国立市子ども総合計画の基本理念になりますので、一応、上位計画の基本理念を踏襲して、この計画の基本理念としても位置づけていくとよいのではないかとといった位置づけになっています。その理念もとの基本方針というものが3点示されています。また、最後にご説明いただいた放課後子どもプランですけれども、今ご説明いただいたように、これは先ほどの学童保育の部分とかなり連動してくる中身になります。

それでは、こちらの骨子案について、もしご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【施策推進担当課長】　ちょっと部分の補足をさせていただければと思います。

【会長】　はい。

【施策推進担当課長】　今、会長からご紹介いただきました第3章、第1章では国の指針とか経過とかを踏まえて、どのようにやっていくよということが書いてあって、第3章は、国立が、今回、子ども・子育て支援事業計画の第二期計画を立てるに当たって、上位計画である子ども総合計画に基づいているよ、というお話があったんですが、皆様のお手元に置かせていただいている白い冊子、第三次国立市子ども総合計画の27ページのところに、子ども総合計画、つまり、国立市が子ども施策を行う上での基本的な理念、これが「子どもと家族と地域が輝き未来へつながるまち～いきいき子育て・わくわく子育て～」というキャッチコピーになりまして、そのキャッチコピーにつながるまでの理念の文章がその下にありますので、あわせて、支援事業計画の原稿の中には書かれてはいませんが、こういうことがあって、このキャッチコピーになっていますということを委員の皆様にはご理解いただければなと思います。必要であれば、これも総合計画の基本理念で、これに基づいて、この

支援事業計画をつくられているんだからということで、この文章も若干ライトしたものとかを、場合によっては、支援事業計画にも載せたほうがいいのかなど、今、委員さんを目の前にして、ちょっと思ったところです。

もう一つ、別の話ですが、第6章の国立市放課後子ども総合プランというのは、学童保育のことに関わる場所というお話が会長からもありましたけれども、いわゆる「小1の壁」という、保育園については、働くお母さんとか働く保護者のための保育園の充実をと言いながら、保育園、幼稚園を卒業すると、小学校に上がるんですけども、実は生活スタイルがらっと変わって、小学校というのは、1年生だと1時半とかに終わってしまうとか、保育園というのは、朝お預けすれば、仕事に行き帰ってくる時間までは預かっただけ。先ほど吉田委員からもあったように、子供との愛着形成とかも含めて、いろいろな課題はあるにせよ、そういった形でシステムがつけられているわけですが、小学生の子供たちは保育園の子供たちと違って、多少の自立がだんだん芽生えてきます。ただ、やはり、放課後の居場所というのは非常に課題で、だけれども、ある程度の学年にいけば、習い事もあったり、また、お留守番もできるようになったり、どこかで鍵の管理を学んだり、お友達と一緒に自分でお約束をして遊ぶとか、自分の予定の中で勉強もしていくとか、宿題をやっていくといったことも自立につながっていくところですが、いきなりそういった部分を、昨日まで保育園に通っていたお子さんが7日後ぐらいに入学式を迎えて、放課後にぼんとされてしまうということが保護者の皆様にとっては大きな壁になるということで、「小1の壁」とかと言われていたり、また、学童保育が小学校3年生までだったのが6年生まで拡大された背景には、同じように「小4の壁」という、それまで小学校が終わった後に学童保育で預かってもらっていたのに、突然、春休み中の4月1日から、あなたは今日から学童保育はないから家で留守番よと言われるのが非常に難しく、お母さんたちは仕事が継続しにくい、そういったいろいろな課題がございまして、子供たちの放課後をどのように充実させていくことができるか、当然、自立を促していく必要性もありながらという部分で、放課後子ども総合プランというのを国が定めたところです。これに、前段では、文部科学省の教育委員会の所管する放課後子ども教室という学校の校庭とか教室を使って、全てのご家庭が共働きではない状況でも、やはり、子供たちの充実した放課後を維持するために、文部科学省の教育のほうの流れの中で、放課後子ども教室というのがあったんですが、学童保育は厚生労働省、放課後子ども教室は文部科学省と、省でやり方が違って、学童保育所に通っているお子さんは放課後子ども教室には参加できませんという学校があったり、その間、要は保険の問題だとか、どこで管理をするんだといった問題もあったわけですが、そういったことについて、双方がきちんと連携して、手をつないで、放課後の子供たちの安全管理とかというのは、厚労省系統の児童福祉のほうとかが協力をしながらやっていきなさいというような指針が共同のものとして国からプランが出されていて、それをそれぞれ自治体でも持ちなさいとなっていることに基づいているものです。説明が長くてすみません。

国立市では、放課後子ども教室も、私ども児童青少年課で学童保育所と同じようにやっているのですが、連携しやすいところではあるんですが、全国を見ると、放課後子ども教室を全く実施していない自治体があったり、学童保育所が全ての子供たちを受け入れる、共働きのご家庭とかも全て受け入れられる状況にないといった課題があるところで、それについて、保育園のことばかりクローズアップされる中、学童とか小学生の放課後の時間もじっくりクローズアップして、課題解決を進めてくださいねというのが、これになります。

国立市としては、それに基づいてやってはいるんですけども、先ほど申し上げたように、小学校

6年生まで学童保育で受け入れをさせていただくことになりましたし、全入という形の方針をとらせて、小学校のご協力をいただいて教室をお借りできていますので、希望するお子さんたちを全て預かることができているので、週2日という形ではございますが、その中で放課後子ども教室も実施をしているので、おおむね連携体制もとれていて、ある程度、充実した形はとれているのかなど、全国基準で見れば、十分な形でとれているのかなというところにはなりません。ただ、まだほかにも課題はございますので、それらについて、このプランの中で検討をしていくところです。ただ、今回、骨子のような案文ばかりですので、また具体的なものは、次回以降にご提示させていただきたいなと思います。

長くなりましてすみません。

【会長】 ありがとうございます。それでは、骨子についてですけれども、今ご説明いただいて、わかりやすくなったかと思いますが、いかがでしょうか、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

【委員】 では、1つ質問させていただいていいですか。

【会長】 はい、お願いします。

【委員】 国立市の子ども総合計画という一番大もとの計画になるんですね。これの実施計画に当たるものが子ども・子育て支援事業計画なのかなと、今、話を聞いていて、アクションプランということで、これとこれを比べてみると、第三次の国立市子ども総合計画の目次でいくと、第4章の子育ち支援という項目があるんですけど、子育て支援の中身が3つあって、1つは、ありのままの自分でいられる場所づくりという施策目標の1にかかわるところと、それから、全ての子供が分け隔てなく過ごせる場所づくりという施策目標2に当たるところと、あとは主体的に学び成長できる場所づくりという3つの内容がこの4章の中にはありますよね。

【施策推進担当課長】 はい。

【委員】 その中の施策目標の1にかかわる内容と、施策目標3にかかわる内容については、具体的な計画が平成27年度から31年度までの子ども・子育て支援事業計画の中にわりと詳しくあるんですけど、施策目標2に関わることというのが、この計画の中の71ページから73ページの3ページの間、具体的な計画というか、書かれているんですね。内容を見てみると、特別支援教育に関わることと、それから、外国籍のお子さんに関わることという、これの内容はここがメインになっているんですけど、外国籍のお子さんに関わる内容というのがこの中にはなかったり、それから、内容についても、わりと漠然としているというか、具体的などころまで触れていなかったり、多様性というところを、この前、4月に条例ができましたよね。市長も国立市として積極的に進めていきたいという方針を出している中で、この計画の中では、あまり反映されていないというような印象があるんですね。今度、31年度というか、新たに実施計画を策定していくということであれば、そのあたりを少し重点的に盛り込んでいったほうがいいのかという印象を受けたんですけども。

【施策推進担当課長】 ちょっとご説明をさせてください。

【会長】 はい。

【施策推進担当課長】 小林委員さんがおっしゃることは、よくわかりました。今、国立市としては、実は子ども総合計画というのが第三次になっていますので、この前に第一次と第二次というのがあるわけですけど、これが国立市にとってみれば、子供に関する施策の最重要の計画になります。ただ、これは必ずつくらなくてはいけないと決まっているものではないので、全国でほとんどという

言い方はあまり望ましくないかもしれませんが、どこの自治体でもつくっているわけではありません。そうした中で、子育て支援に関してのこの計画は必ずつくるようにと国から示されまして、特につくる場合においては、簡単に言ってしまうと、保育園、幼稚園等の世代の子供たちに対して、どのように数を確保して、待機児解消していったということも含めての向こう5年間の計画を立ててくださいというのが1つ。

それと、先ほど、うちの今回の計画の案と言っているところの第5章といった部分でやりました13の事業、利用者支援事業であるとか、地域子育て支援拠点事業であるとか、ファミサポとか、延長保育だとか、病児・病後児保育といったことについて、まず、必ず盛り込みなさいと決まっているものがあります。それ以外に、もし余力があればというのはおかしな言い方かもしれませんが、このピンクがかったものの第6章にあたった子ども・子育て支援事業の充実に向けた方策というところにある、65ページ以下に書いてあるんですが、産休・育休後における教育・保育の円滑な利用に向けた施策であるとか、2番の子ども・子育て情報の発信と子育て支援施策の拡充とか、3番の児童虐待防止の充実、4番のひとり親家庭の自立支援の推進、5番の特別な支援が必要な子供の施策の充実とかを、必ず入れなければいけないということではないけれども、余力があれば入れてくださいね、というのが国から示されたものであったので、前回の第一期の子ども・子育て支援事業計画には盛り込んでいます。あくまで子ども・子育て支援事業計画は国から示されているものだけが計画としてあって、国立市としては、それだけでは全然足りないものですから、十分なものとして、子ども総合計画が上位計画としてつくられているということになります。今、小林委員からご指摘いただいた部分については、この支援事業計画に盛り込むというよりは、この支援事業計画の整理が終わったとき、今年度のこの審議会の中でも、子ども総合計画の中間評価の年度の頭のところでは市長から諮問を出させていただいていますので、今、小林委員から、ここの部分をもっと拡充、こういったテーマについて拡充したほうがいいんじゃないのといいただいたご指摘については、中間評価の中で、またあわせてご指摘をいただければ、その中でしっかりとした検討をして、次年度に引き継いでいきたいと考えているところです。すいません、回りくどい言い方だったかもしれませんが。

【事業団設立準備担当部長】 今の説明で、ちょっと見ていただきたいんですけど、総合計画の4ページ目ですね。改定についてと示しているのので、ここをご覧になっていただければと思うんですが、当然、子ども・子育て支援事業計画における改定をしてきているんですが、その中で、この下の図のピンク色のところ、これは先ほど施策推進担当課長が説明したように総合計画の延長なんですけど、その中で、アクションプランとして、子ども・子育て支援事業計画、これは国が定める事業ですとか、そのほかが入っている。それ以外にも、ある意味、いろいろな視点とか考え方があるので、福祉のほうでは、例えば右側にある障害者計画ですとか、男女平等計画ですとか、ここにも、やっぱり子供の視点ですとか、そういった幾つかの視点が入っていますし、また、今、ピンクの下の方には、子供、若者という視点も、今、国の法律で定めた中でも定めることがありますので、いろいろな切り口がありますので、そういった意味では、子ども・子育て支援事業計画のある程度定める、というのが、1つの事務局のお示したようなものということで、ご理解いただければと思います。ただ、どこまで入るかというのは、こういった議論の中で形づくっていくものかなと考えております。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。そうしますと、今回の子ども・子育て支援事業計画ですと、国の考え方にのっかって、一番狭い幾つかの事業の検討になるわけですが、ただ一方で、今、小林委

員がおっしゃったように、国立の子供たちを育てていく上で、どういうことを大事にしていこうかといった場合に、一人一人の子供の多様性というものをしっかりと尊重していくという考え方は理念として入れてもいいぐらいの考え方かなということも、聞きながら思いました。一応、今までの理念とか方針を踏襲しているわけですが、そのあたりも含めて、また何か、こういった視点も加えるべきじゃないかというところがあればご意見をいただきたいと思えますし、子ども・子育て支援事業計画の検討が終わった後に、また、子ども総合計画の評価、検討をしていただくこととなりますので、その部分で、さらに盛り込んでいってもいいかなとは思いました。

【委員】 いいですか。

【会長】 はい。

【委員】 なぜ、私がお話をここでしたかという、幼稚園と保育園のお子さんであったり、保護者の方が中心になる実施計画というか事業計画なので、もしかすると部外者的な話になるかもしれないんですけど、学童保育というところで、一応、仲間に入れてもらっているところがあるので、今、学童保育を活用している子供たちの支援の中で課題になっていることが幾つかあって、うちの学校には情緒のお子さんたちの特別支援学級があるんですけど、1年生のおさんが入学してきて、その子が学童を利用したいということがあって、一番問題になったのは、その子が学校から学童まで安全に移動するまでの支援をどうするか。学校も通学路、通学については保護者の送り迎えを前提にしているので、保護者の方が送り迎えをしてくださるんですけど、要するに、保護者の方もお仕事をされているので、学校から学童までは難しいという話があったときに、その子の学校から学童までの間の安全をどのように確保するかというところで、いろいろなところから協力を得て、今それをやっているところなんですけど、そこが困ったんですね。

それから、本校は一橋大学が学区にあるので、外国籍のおさんが非常に多いんですね。言葉の問題で支援が必要なお子さんがいた場合に、学校の中では教育委員会がかかわっているので、ある程度うまくケアができるんですけど、学童と、ということになったときに、では、その子に対するケアはどうするかとなると、そこも何か、学校と幼稚園を、要するに、教育委員会と……。

【会長】 福祉部署。

【委員】 いろいろなところがまざっているところを整理しなきゃいけないことになっているんです。そう考えると、要は全てが網羅されていないという、こっちは全てが網羅されているのに、網羅されていない部分が出てきてしまっているという、そこがすごくもったいないというか、そのあたりまでうまく含まれたような事業計画になるといいのになと、ちょっと思ったんですが。

【会長】 ありがとうございます。子ども・子育て支援事業計画は、ニーズ量に対して、量的な整理をどう図っていくのかというところが軸になっているわけですが、今、小林委員がおっしゃったように、学童保育をもっと利用しやすかったり、一人一人の子供に即した支援をしていくための質的な面の充実策として、今おっしゃったような課題をどう克服できるのかといったところが、放課後の計画のほうでちょっと盛り込まれていくといいのかなと感じましたので。

【施策推進担当課長】 ありがとうございます。今おっしゃっていただいた部分、特に学童にかかわる部分については、6章の放課後子ども総合プランの中の学童保育と放課後子どもクラスの連携のことだけではなくて、中身を見ていただくと、7番の特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策という項目がございます。国がこういうことを考えなさいとなっていて、これは障害への理解を深め、共助の意識が醸成されるよう、指導、見守りの中で、障害がある人もない人も同じ支え合い

あるんですが、今、移動支援のお話もありましたし、外国籍の子供のことも、この中には入っていくことになると思います。（9）放課後児童クラブは、その役割を徹底して、さらに向上させていくための方策というところで、現在、検討中とさせていただいていますが、こういったところで、今ご指摘いただいたことについては、中身をよく検討して、計画の中に盛り込んでいけるように工夫をしていきたいなと思います。ありがとうございました。

【会長】 ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

それでは、最後に、資料No.10-1、2についてお願いします。

【事務局】 それでは、資料No.10-1、10-2についてご説明申し上げます。今、課長の清水からも説明させてもらいました放課後子ども総合プランについてですけれども、前回策定のときに、いわゆる学童保育所ですとか放課後子ども教室、国立では「ほうかごキッズ」と呼んでおりますが、それらを利用している小学生の児童とその保護者、それぞれにアンケートを調査を実施したという経過がございます。今回も新・放課後子ども総合プランを策定するにあたって、アンケートをすることを1つ検討しておるところでして、ただ、前回のプランを策定した当時は、まだ、学童保育所が高学年の受け入れの整理ができていなかったり、当初、もともと国がプランとして示して、今後整備していけと言っていた部分が、現状は整備が完了している状況になりますので、そういった状況も踏まえて、同じ案件の調査をするのは果たして妥当かどうかというのは、まだ議論しきれていないところですが、本日の会議においては、参考として付させてもらったところがございます。

こちらについて、例えば、保護者にこういったこと、あるいは小学生児童に対してこういったことを問うたら、よりよいプランの内容がとれるんじゃないかという意見がありましたら、この場でご意見をいただければ、大変ありがたいと思っております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【会長】 資料No.10につきましては、前回、調査をした項目によって構成されています。ただ、前回は、ちょうど学童保育所があって、3年生までから高学年も利用できるようになるという制度の切りかえ時に聞きましたので、特に高学年の利用状況について確認したいということで聞いた部分もかなり含まれていますので、今回、同じ調査をやるべきか否か、または子供たちの放課後の過ごし方等について、こういうことも聞いたほうがいいんじゃないかみたいなご意見がございましたら挙げていただきたいと思うのですが、ただ、ちょっと時間が迫ってきてしまっていますので、本日もご検討いただきました内容につきまして、次回の会議は11月ごろを予定してまして、そのときに素案を出していただく形になっていると思います。こういった会議はそこまでありませんので、メールなどで少しご意見を聞いたりしていくという機会を設けたいと思いますので、アンケートに関しても、ご意見、ご質問等ございましたら、メールでお願いしたいと思っております。

それで、ここまでの内容で、もし、全体を通して何かご意見とかご質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがですか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次第の8番の今後のスケジュールということで、お願いできますか。

【事務局】 資料No.11をご覧ください。こちらに記載させてもらっております白抜きの第4回というのが本日の会議になってございます。

第5回につきましては、11月の実施を予定させてもらっています。継続して委員になっていただいている方におかれましては、10月に第5回を実施する予定で調整させてもらっていたところでは

けれども、次回の審議会の議題内容が計画と今お話ししたプランの素案についてご議論いただく予定になってございますので、素案をまとめさせていただき時期的都合で、日程を11月に再調整をさせていただきたいと思っておりますので、大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。11月15日までの期間において、また、メール等で、委員の皆様にご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。このときの議題は、素案について議題を出すとともに、その後、計画のパブリックコメントを実施すること。また、本計画については、12月にある議会の福祉保険委員会において報告する予定になっておりますので、こちらに関するスケジュール等をご説明させていただきました後で、支援事業計画の上位計画であります子ども総合計画の中間評価の議論に移らせていただければと思っております。

少し戻ってしまうんですが、先ほどのアンケートにつきましては、また持ち帰って検討いただきたいと思っておりますが、発出時期の都合もございまして、また、もし意見があれば、この時期までにということを目下には皆様にご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

【会長】 ありがとうございます。次回は9、10と2カ月以上あきますので、素案については10月下旬ごろに委員の皆様へ送付し、ご意見をいただく。アンケートについては、もしご意見があれば、それより早くお願いしたいということで皆様にお伺いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

そのほか、何かお伝えしたいこと等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の会議は終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

— 了 —